

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリゲ ラム)	通常 33 最大 34	通常 17 最大 18	通常 39.4 最大 49.4	通常 1.0 最大 1.2
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリゲ ラム)	通常 620 最大 939	通常 5.2 最大 7.9	通常 373.0 最大 1,189	通常 0.8 最大 2.4
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリゲ ラム)	通常 2.4 最大 3.6	通常 0.1 最大 0.2	通常 1.4 最大 4.5	通常 0.6 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 497 最大 544	通常 497 最大 544	通常 396 最大 425	通常 396 最大 425

イ 3FWU (No. 3)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 482	通常 20 最大 24	通常 274.5 最大 394.9	通常 8.3 最大 12.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 1 最大 2	通常 6.0 最大 9.7	通常 1.0未満 最大 1.9
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 19	通常 11 最大 13	通常 20.4 最大 28.2	通常 4.2 最大 5.6
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 0.4	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.7 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.3
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 150 最大 180	通常 150 最大 180	通常 216 最大 216	通常 216 最大 216

ウ 1CPI (No. 4)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 59 最大 62	通常 41 最大 43	通常 53.7 最大 80.3	通常 16.2 最大 24.1
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 79	通常 28 最大 49	通常 51.4 最大 90.7	通常 51.4 最大 90.7
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 17.9 最大 26.9	通常 8.0 最大 12.0	通常 10.0 最大 12.7	通常 1.0 最大 1.4
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 791 最大 855	通常 791 最大 855	通常 1,296 最大 1,343	通常 1,296 最大 1,343

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリゲ ラム)	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.8 最大 0.8	通常 0.7 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 433 最大 462	通常 433 最大 462	通常 512 最大 589	通常 512 最大 589

エ 3CPI (No. 6)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 18 最大 22	通常 17 最大 21	通常 30.2 最大 32.2	通常 30.2 最大 32.2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 18	通常 10 最大 12	通常 8.1 最大 10.5	通常 1.2 最大 1.7
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.3 最大 6.5	通常 4.0 最大 6.0	通常 7.1 最大 11.1	通常 6.6 最大 10.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 0.4	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.9	通常 0.2 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 882 最大 943	通常 882 最大 943	通常 731 最大 765	通常 731 最大 765	

オ 4CPI (No. 7)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 97 最大 112	通常 87 最大 101	通常 74.4 最大 135.2	通常 37.2 最大 67.6
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 47	通常 13 最大 19	通常 18.8 最大 35.7	通常 1.2 最大 2.3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.2 最大 11.6	通常 7.0 最大 8.1	通常 6.9 最大 11.8	通常 0.7 最大 1.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.6 最大 0.6	通常 0.5 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 791 最大 855	通常 791 最大 855	通常 1,296 最大 1,343	通常 1,296 最大 1,343	

カ V-2914 (No.12)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 85 最大 101	通常 80 最大 95	通常 96.6 最大 181.3	通常 85.3 最大 160.4
	浮遊物質質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 19	通常 13 最大 19	通常 21.7 最大 38.8	通常 1.1 最大 1.9
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.6 最大 10.0	通常 8.3 最大 9.7	通常 19.4 最大 37.1	通常 3.8 最大 7.5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.32 最大 0.64	通常 0.28 最大 0.56	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 815 最大 885	通常 815 最大 885	通常 443 最大 482	通常 443 最大 482

キ 凝集沈殿処理装置 (No.13)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 76	通常 43 最大 49	通常 35.1 最大 63.2	通常 20.3 最大 36.6
	浮遊物質質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 52	通常 7 最大 15	通常 5.7 最大 12.6	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21 最大 26	通常 21 最大 26	通常 30.7 最大 37.2	通常 6.2 最大 7.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.1	通常 0.5 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.5	通常 0.9 最大 1.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,348 最大 1,466	通常 1,348 最大 1,466	通常 861 最大 967	通常 861 最大 967	

ク 活性炭処理装置 (No.14)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 42.5 最大 49	通常 23.0 最大 28.6	通常 20.3 最大 36.6	通常 16.3 最大 29.3

浮遊物質質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 15	通常 7 最大 15	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21 最大 26	通常 21 最大 26	通常 6.2 最大 7.4	通常 2.0 最大 2.5
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.9 最大 1.3	通常 0.7 最大 1.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,348 最大 1,466	通常 1,348 最大 1,466	通常 861 最大 967	通常 861 最大 967

(2) 新設分

ア 4FWU (No.16)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年7月31日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	蒸留処理		
処理施設の型式	排水ストリッパー		
処理施設の構造	スチール製		
処理施設の主要寸法	直径1.7、2.5メートル、高さ32.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	蒸留処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.9 最大 7.0~8.9	通常 8.0~9.0 最大 8.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 401.0 最大 404.7	通常 381.0 最大 381.0
	浮遊物質質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 18.1 最大 18.2	通常 18.0 最大 18.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 598.0 最大 603.6	通常 47.0 最大 47.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.02 最大 0.02	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 698 最大 982	通常 698 最大 982	

イ ME - 9873 (No.18)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	凝集沈殿処理		
処理施設の構造	鉄製		
処理施設の主要寸法	縦3.5メートル、横1.3メートル、高さ4.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり960立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	24時間		
処理施設の1日当たりの使用時間	連続		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0~9.8 最大 7.0~9.8	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100.0 最大 100.0	通常 100.0 最大 100.0
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120.0 最大 120.0	通常 25.0 最大 25.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 6.0	通常 6.0 最大 6.0
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.02 最大 0.02	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 600 最大 600	通常 576 最大 576	

ウ T - 9875 A/B/C/D (No.19)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成22年6月30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	生物処理
処理施設の型式	生物処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦22.3メートル、横7.15メートル、高さ5メートル
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理
汚水等の処理の方式	生物処理

処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 55.8 最大 67.6	通常 19.0 最大 23.0
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.9 最大 13.1	通常 11.3 最大 12.5
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 0.8	通常 1.6 最大 1.6	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 904 最大 1,068	通常 904 最大 1,068	

エ T - 9876 A/B/C/D (No.20)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	生物処理		
処理施設の型式	生物処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦22.3メートル、横7.15メートル、高さ5メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	生物処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 55.8 最大 67.6	通常 19.0 最大 23.0
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.9 最大 13.1	通常 11.3 最大 12.5
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 0.8	通常 1.6 最大 1.6	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 904 最大 1,068	通常 904 最大 1,068	

オ ME - 9878 A / B / C / D / E (No.21)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに																		
工事の完成予定年月日	平成22年 6月30日																		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに																		
処理施設の種類	物理処理																		
処理施設の型式	膜分離処理																		
処理施設の構造	チューブラー膜クロスフロー方式																		
処理施設の主要寸法	縦4メートル、横1メートル、高さ4.5メートル																		
処理施設の能力	1日当たり2,400立方メートル処理																		
汚水等の処理の方式	膜分離処理																		
処理施設の使用時間間隔	連続																		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間																		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し																		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>処 理 前</th> <th>処 理 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (水素指数)</td> <td>通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0</td> <td>通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 19.0 最大 23.0</td> <td>通常 19.0 最大 23.0</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 10,000 最大 10,000</td> <td>通常 1.0未満 最大 1.0未満</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 11.3 最大 12.5</td> <td>通常 11.3 最大 12.5</td> </tr> <tr> <td>りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 1.6 最大 1.6</td> <td>通常 1.6 最大 1.6</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	処 理 前	処 理 後	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19.0 最大 23.0	通常 19.0 最大 23.0	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10,000 最大 10,000	通常 1.0未満 最大 1.0未満	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.3 最大 12.5	通常 11.3 最大 12.5	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 1.6	通常 1.6 最大 1.6
項 目	処 理 前	処 理 後																	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0																	
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19.0 最大 23.0	通常 19.0 最大 23.0																	
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10,000 最大 10,000	通常 1.0未満 最大 1.0未満																	
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.3 最大 12.5	通常 11.3 最大 12.5																	
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 1.6	通常 1.6 最大 1.6																	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,808 最大 2,135																		

カ V - 9879 A / B (No.22)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成22年 6月30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	活性炭吸着処理
処理施設の構造	鉄製、FRPライニング製
処理施設の主要寸法	内径3.2メートル、高さ6.1メートル
処理施設の能力	1日当たり2,200立方メートル処理
汚水等の処理の方式	活性炭吸着処理

処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19.0 最大 23.0	通常 7.0 最大 7.0
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.3 最大 12.5	通常 11.3 最大 12.5
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 1.6	通常 1.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,808 最大 2,135	通常 1,808 最大 2,135	通常 1,808 最大 2,135

キ V - 9880 A / B (No.23)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに																		
工事の完成予定年月日	平成22年 6月30日																		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに																		
処理施設の種類	物理処理																		
処理施設の型式	活性炭吸着処理																		
処理施設の構造	鉄製、FRPライニング製																		
処理施設の主要寸法	内径2.2メートル、高さ4.3メートル																		
処理施設の能力	1日当たり800立方メートル処理																		
汚水等の処理の方式	活性炭吸着処理																		
処理施設の使用時間間隔	連続																		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間																		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し																		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>処 理 前</th> <th>処 理 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度 (水素指数)</td> <td>通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6</td> <td>通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 20.0 最大 20.0</td> <td>通常 16.5 最大 16.5</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 20.0 最大 20.0</td> <td>通常 20.0 最大 20.0</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 22.0 最大 22.0</td> <td>通常 22.0 最大 22.0</td> </tr> <tr> <td>りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 0.02 最大 0.02</td> <td>通常 0.02 最大 0.02</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	処 理 前	処 理 後	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 20.0	通常 16.5 最大 16.5	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 20.0	通常 20.0 最大 20.0	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22.0 最大 22.0	通常 22.0 最大 22.0	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.02 最大 0.02
項 目	処 理 前	処 理 後																	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6																	
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 20.0	通常 16.5 最大 16.5																	
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 20.0	通常 20.0 最大 20.0																	
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22.0 最大 22.0	通常 22.0 最大 22.0																	
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.02 最大 0.02																	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 607 最大 785	通常 607 最大 785																	

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No. 1工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~8.5	通常 8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.4	通常 1.6 最大 2.3
	浮遊物質質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 1.9 最大 2.9
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.1 最大 2.0	通常 0.8 最大 1.9
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 32,200 最大 36,000	通常 37,181 最大 41,977

(2) No. 2工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~8.5	通常 8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.3 最大 4.4	通常 3.3 最大 4.4
	浮遊物質質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 2.9
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.2	通常 1.0 最大 2.2
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 19,769 最大 24,954	通常 19,622 最大 24,809

(3) No. 3工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~8.5	通常 8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 3.1	通常 1.9 最大 3.0

	浮遊物質質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 3.0	通常 1.9 最大 3.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1.3	通常 0.8 最大 1.3
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 52,947 最大 70,906	通常 52,939 最大 70,896

(4) No. 4工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.8~8.3	通常 8.0 最大 7.8~8.3
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0	通常 1.5 最大 2.0
	浮遊物質質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0	通常 1.0 最大 2.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.7 最大 1.4	通常 0.6 最大 1.4
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 49,017 最大 59,689	通常 49,017 最大 59,689

(5) No. 5工場排水 (新設)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 3.7
	浮遊物質質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 2.4
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.9 最大 2.1
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 96,895 最大 122,980

備考 その他に雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1295号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野3454番2 から 同字永野4234番1 地先まで	平成21年10月23日

○愛媛県告示第1296号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般-16) 第15651号	平成16年 10月27日	(有) 岡本建設	岡本奈都美	北宇和郡松野町大字吉野2447	平成21年 9月2日	土木工事業	建設業の廃止
(般・特-17) 第15747号	平成17年 5月23日	(株) 西田興産	西田 弘二	大洲市徳森248	平成21年 9月10日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特-17) 第1670号	平成18年 2月20日	瀬戸建設(株)	岡 善照	八幡浜市郷4-370-10	平成21年 9月16日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	長月城辺線	南宇和郡愛南町御荘長月1564番5地先から 同町御荘長月1555番3まで	平成21年10月23日

○愛媛県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市真網代戊193番4から 同市真網代戊197番6まで	平成21年10月23日

○愛媛県告示第1299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷地の幅員	延 長	備 考
県道	長浜中村線	大洲市多田甲1430番4から 同市多田乙349番2地先まで	旧	メートル 5.0~7.0	キロメートル 0.180	
			新	5.0~12.0	0.180	

○愛媛県告示第1300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	長浜中村線	大洲市多田甲1430番4から 同市多田乙349番2地先まで	平成21年10月23日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所 在 地	地目	地積	予定価格
西条市朔日市字秋吉793番9	宅地	1,344.93㎡	22,000,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年10月23日（金）から11月16日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912 - 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年11月16日（月）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年11月6日（金）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年11月30日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

西条市喜多川 796 - 1

愛媛県東予地方局5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所 在 地	地目	地積	予定価格
西条市禎瑞字加茂四番956番 1	宅地	514.29㎡	11,864,000円
西条市禎瑞字加茂四番956番 6	宅地	255.91㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年10月23日(金)から11月16日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒 790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912-2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第 2 条第 6 項に規定

する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年11月16日(月)午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年11月 6 日(金)午後 1 時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年11月30日(月)午後 1 時

(2) 入札及び開札の場所

西条市喜多川 796-1

愛媛県東予地方局 5 階第 3 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売

り扱う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り扱う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り扱う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り扱う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り扱う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り扱う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所 在 地	地目	地積	予定価格
1	西条市旦之上甲1481番1	田	1,144.03㎡	1,289,000円
	西条市旦之上甲1482番1	田	500.49㎡	
2	西条市旦之上甲1454番	田	1,040.19㎡	2,132,000円
	西条市旦之上甲1455番1	田	1,109.02㎡	
3	西条市旦之上甲1456番	田	530.89㎡	433,000円
4	西条市旦之上甲1459番1	田	578.97㎡	528,000円
5	西条市旦之上甲1425番1	田	434.98㎡	504,000円
6	西条市旦之上甲1425番4	田	357.64㎡	417,000円
7	西条市旦之上甲1423番1	田	1,463.31㎡	3,045,000円
	西条市旦之上甲1423番2	田	792.45㎡	
	西条市旦之上甲1423番3	田	672.22㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年10月23日(金)から11月20日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時

15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年11月20日(金)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年11月13日(金)午前11時

(イ) 場所

売り扱う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年12月14日(月)午前11時

(2) 入札及び開札の場所

西条市喜多川796-1

愛媛県東予地方局5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
大洲市長浜字千舟町甲570番	学校用地	789.46㎡	25,900,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年10月23日（金）から11月27日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時 15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒 790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）912 - 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年11月27日（金）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年11月17日（火）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年12月21日（月）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

大洲市長浜甲 480 - 1

愛媛県立長浜高等学校 1 階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限